

# 新型コロナウイルスによる影響に係る 制度について (水産業)

新型コロナウイルス感染症で影響を受けた漁業者の皆様は、以下の制度を利用できますので、詳しくは相談窓口へご連絡願います。

## ○資金融資関係

制度の種類	制度の内容
農林漁業セーフティネット資金	<p>不慮の災害や社会的・経済的環境の変化等によって売上げが減少し、資金繰りに支障を来している漁業者に対し、経営の維持安定に必要な長期運転資金を融資(株日本政策金融公庫)</p> <p>①融資限度額 1,200万円(特認:年間経費等の12/12以内)            ②融資利率 0% ※貸付当初5年間は実質無利子            ③融資期間 15年以内(据置期間3年以内)            ④担保 実質無担保(担保は融資対象物件に限る。運転資金の場合は不要。)            ⑤保証人 実質無保証人</p>
漁業経営改善支援資金	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けた認定漁業者(漁業経営改善計画の認定を受けた方)に対し、環境の変化に対応するために必要な施設整備資金・長期運転資金を融資(株日本政策金融公庫)</p> <p>①融資限度額 融資対象物件により異なる            ②融資利率 0% ※貸付当初5年間は実質無利子            ③融資期間 15年以内(据置期間3年以内)</p>
農林漁業施設資金	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けた漁業者に対し、環境の変化に対応するために必要な共同利用施設等施設整備資金を融資(株日本政策金融公庫)</p> <p>①融資限度額 融資対象物件により異なる            ②融資利率 0% ※貸付当初5年間は実質無利子            ③融資期間 20年以内(据置期間は3年以内)</p>
福岡県農林漁業災害対策資金	<p>不慮の災害や社会的・経済的環境の変化等によって売上げが減少し、資金繰りに支障を来している漁業者に対し、経営の維持安定に必要な長期運転資金を融資</p> <p>[特別災害]            ①融資限度額 500万円            (※ただし、農林漁業セーフティネット資金の融資を既に限度額まで受けていること。公庫資金限度額を超える額は、信漁連資金を利用。)            ②融資利率 0% ※貸付当初5年は実質無利子            ③融資期間 7年以内(据置期間3年以内)</p>
漁業近代化資金の償還期間延長	<p>漁業近代化資金の貸付を受けた漁業者で、償還期間中の者が天災等特別の理由により償還が困難になった場合に、法定の期間(期限)内で償還期間の延長を行います。</p>
沿岸漁業改善資金の償還金支払猶予	<p>沿岸漁業改善資金の貸付を受けた漁業者で災害等やむを得ない理由により貸付金の償還が困難と認められる場合に償還金の支払いを猶予します。</p>

## ○漁業共済関係

漁業共済制度	<p>魚価安などにより一定の減収があった漁業者に共済金が支払われる共済制度です。共済金を受給するためには、事前に共済に加入している必要があります。</p>
--------	---